

北部農林高等学校の「部活動の優勝・準優勝等」の
奨励・表彰の関する規程

(目的)

第1条 この規程は、次の2つの事項に寄与することを目的とする。

- (1) 北部農林高等学校の部活動（体育系及び文化系）の活性化を奨励することにより、生徒が部活動に積極的に参加、精進し学校生活をより豊かにすることに資する。
- (2) 北部農林高等学校の教育活動の活性化を図るとともに、北部農林高等学校の存在と名声を社会に誇示するための支援援助の一方法とする。

(奨励・表彰の範囲)

第2条 奨励・表彰の範囲は、次の各号に該当する場合とする。但し、年度内に一度奨励・表彰を受けた団体（部活動）は除くものとする。

- (1) 全国大会及び九州大会において優勝、または準優勝に輝いた部活動
- (2) 沖縄県大会において優勝、または準優勝に輝き、九州大会または全国大会に派遣が決定された部活動
- (3) 北部地区大会において、優勝及び準優勝に輝いた部活動
- (4) その他、後援会理事会が認める顕著な成績を挙げた部活動

(奨励・表彰の基準)

第3条 奨励・表彰の決定に当たって、優勝・準優勝を克ち得た場合でも、概ね次のような基準を勘案し、後援会の理事会、又は後援会三役の専決で決定する。

- (1) 大会の参加チーム数
- (2) 大会そのものの規模（ブロック制等）、年間大会数、飛躍性、ニュース性等
- (3) 大会参加人数（1チームの参加人数等）
- (4) その他、後援会理事会、後援会三役の判断による事項

(奨励金・表彰金額等)

第4条 奨励金・表彰金額については、概ね次の金額を奨励金、表彰金額として設定し、後援会の理事会、又は後援会三役の専決で決定する。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 沖縄県大会で優勝の場合 | 30万円 |
| (2) 沖縄県大会で準優勝の場合 | 15万円 |
| (3) 沖縄県大会でブロック制導入の場合の優勝 | 10万円 |
| (4) 沖縄県大会でブロック制導入の場合の準優勝 | 5万円 |
| (5) 北部地区大会の場合 | 適宜判断 |
| (6) 九州大会、全国大会派遣決定の場合 | 適宜判断 |
| (7) その他の奨励・表彰の場合 | 適宜判断 |

(奨励・表彰の方法)

第5条 奨励・表彰の方法は、北部農林高等学校の校長、教頭及び担当職員等との連絡調整を密に行い、本規程の趣旨に沿うよう全校生徒の集会時等に次の事項に配慮して行う。

- (1) 学校の教育活動に支障がないよう学校が設定する時と場を優先する。
- (2) 奨励・表彰の規模によって、後援会理事及び後援会三役等の参加者を判断する。
- (3) 奨励・表彰の進行等は、北部農林高等学校側に委ねる。
- (4) 奨励・表彰は、金一封の形で贈るものとする。

(奨励・表彰の時期等)

第6条 奨励・表彰の時期は、大会終了後の適切な時期に教育効果を損なわないように、学校側と後援会の両者が連絡を密にして行うようにする。

(必要事項の合議)

第7条 この規程以外に奨励・表彰上、必要事項が生じた場合は北部農林高等学校の校長及び教頭、担当職員との合議を行い、後援会理事会の承認、又は後援会三役の専決をもって決定する。

附 則

この規程は、平成25年8月7日に施行し、平成25年4月1日から適用する。